保険業法施行規則第七十条第四項等の規定に基づき、損害保険会社等の責任準備金の額の計算に用いる金

額等を定める件の一部を改正する件

○金融庁告示第

号

保険業法施行規則 (平成八年大蔵省令第五号) 第七十条第四項及び第百五十一条第四項の規定に基づき、

保険業法施行規則第七十条第四項等の規定に基づき、 損害保険会社等の責任準備 金の額 の計算に用い 、る金額

等を定める件 (平成十年大蔵省告示第二百三十二号)の一部を次のように改正する。

令和四年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲

げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、 改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付

した項を加える。

		i
保険種類群	別表(第2条、	
採	第3	
展	条関係	
種		改正
盤	Í	後
残信	ļ. -	
·····································	<u> </u>	
無泊	H É	
災害犯	} } -	
	2	
	四月	
保 (((((((((((((((((((長 (第2	
	楽麗	
采	廃が	
展	1	改
種	t	正
八	ĺ	前
画	<u> </u>	
	H	
吊災漕	ř L	
- 預天 - 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 —	i :	
	保)	第3条関係) 別表 保 険 種 類 残高率 異常災害損失 保 保

附則

(適用時期

ういまない。

(経過措置)

1 この告示は、 令和四年六月三十日から適用する。

2 この告示の適 用の日以後最初に終了する事業年度に係る決算期におけるこの告示による改正後の 別 表

左 欄に掲げる保険種類群 (火災、 貨物 • 運送及び賠償責任に限る。 第二号にお いて 「保険種 類群」 とい う

項第二号に掲げる異常 危険)準備 金 の金額 (以 下 「前期末準備金残高」という。) は、 次の各号に掲げる場

の区分ごとの前事業年度に積み立てた保険業法施行規則第七十条第一項第二号又は第百

合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令 (令和四年政令第百四十八号) 附則第十六条各号に定

める金額 (次号において 「無税準備金残高」という。)がそれぞれ対応する前期末準備金残高を超過

ない場合 前期末準備金残高

前号に掲げる場合以外の場合 次のイ又は口に掲げる保険種類群の区分に応じ、 当該イ又は口に定め

五.

十一

条 第

 \mathcal{O}

1 無税 準 -備金残高が前 期末 準 備金残高を超過する保険種類群 (ロにおいて 「無税準備金残高超過保険

種類群」という。) 無税準備金残高

口 無税準 備 金残高超 過 保険 種 類群以 外 \mathcal{O} 保 険 種 類群 前 期末 準 備 金残 高 から超れ 過 額 (無税 準 備 金 一残高

超過 保 険 種 類群 が複数ある場合にあっては無税 準備. 金残 高 超 過 保 険種類群 に係る 無税 準 備 金 残 高 と前

期末準 備 金残高 との差額 の合計額を 11 V. 無税 準備 金残 高 超過! 保 除種類 群 以外 の保険 種 類 群 が 複 数あ

る場合にあっては当該差額を合理的な方法により配 分し、 た金額をいう。) を控除 した金 額